

## ○伊達市景観条例

令和2年12月14日  
条例第22号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 良好な景観の形成に関する施策(第5条—第20条)
  - 第1節 景観計画(第5条—第7条)
  - 第2節 行為の届出等(第8条—第14条)
  - 第3節 景観重要建造物等(第15条—第18条)
  - 第4節 景観資産(第19条・第20条)
- 第3章 景観審議会(第21条—第26条)
- 第4章 雑則(第27条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした良好な景観の保全と創造を図り、もって市民が誇りと愛着を持つことができる美しい地域社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する方向性と将来像を示し、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、[前項](#)の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する知識の普及啓発等に努めなければならない。
- 4 市は、景観の保存及び形成を推進している市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する情報の提供、技術的支援その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

## (市民及び事業者の責務)

第4条 市民は、地域の景観に関心を持ち、自らが良好な景観の形成の主役であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観に配慮するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 良好な景観の形成に関する施策

## 第1節 景観計画

## (景観計画)

第5条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、[第21条第1項](#)に規定する伊達市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 [前項](#)の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

## (景観計画区域等)

第6条 景観計画区域は、[次の各号](#)のいずれかの区域に区分するものとする。

- (1) 一般景観区域([次号](#)に掲げる区域以外の区域をいう。)
- (2) 特定景観区域(市民が良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める区域をいう。以下同

じ。)

- 2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、[前項各号](#)に掲げる区域を構成する地区ごとに定めるものとする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

- 第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第2節 行為の届出等

(景観計画への適合)

- 第8条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

- 第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該届出の前に、届出の内容について市長と協議を行うよう努めなければならない。ただし、特定景観区域に係る届出を要する行為については、当該届出の前に、届出の内容について市長と協議を行わなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定による協議において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出を要する行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(届出を要する行為等)

- 第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める届出を要する行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(3) 特定景観区域内で行う樹木等の伐採

- 2 法第16条第1項の規定により条例で定める事項(同項において条例で定めるものとされた同項第4号に掲げる行為に係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 行為の完了予定日

- 3 法第16条第1項の規定による届出に添付する図書のうち、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

- 4 法第16条第2項の規定により条例で定める事項(同条第1項において条例で定めるものとされた同項第4号に掲げる行為に係るものに限る。)は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(勧告の手続及び公表)

- 第11条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告(以下この条において「勧告」という。)をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 3 市長は、[前項](#)の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る勧告を受けた者にその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出を要しない行為)

- 第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為(同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

(2) [第10条第1項各号](#)に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの

(3) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 [前項第1号](#)の規則で定める工作物並びに[同号](#)及び[同項第2号](#)の規則で定める規模は、[第6条第2項](#)の地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(2) 工作物(建築物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(特定届出対象行為の変更命令等の手続)

第14条 市長は、特定届出対象行為について、法第17条第1項の規定により必要な措置をとるよう命じようとするとき、又は同条第5項の規定により原状回復若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるよう命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)について、同条第1項の規定による指定又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物について、法第23条第1項の規定により原状回復若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第26条の規定により必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備を定期的に点検し、及び消火設備の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)について、同条第1項の規定により指定又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木について、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定により原状回復若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観の保全のため、剪定、病虫害の駆除その他の必要な措置を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、育成の状況を定期的に点検すること。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

#### 第4節 景観資産

(景観資産の登録)

第19条 市長は、次に掲げるもののうち、規則で定める基準に適合するものを伊達市景観資産(以下「景観資産」という。)として登録することができる。

(1) 良好な景観の形成に資する景観重要建造物を除く建造物(これと一体の土地その他の物件

を含む。)

(2) 良好な景観の形成に資する景観重要樹木を除く樹木

(3) 優れた景観を眺望できる地点

- 2 市長は、[前項](#)の規定により登録をしようとするときは、あらかじめ、その登録をしようとする建造物等([前項第1号](#)、[第2号](#)又は[第3号](#)のものをいう。以下同じ。)の所有者及び審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 登録をしようとする建造物等の所有者その他規則で定める者は、当該建造物等について、規則で定めるところにより、市長に対し、景観資産として登録することを提案することができる。
- 4 市長は、[前項](#)の規定による提案に係る建造物等について、[第1項](#)の基準に照らし、景観資産として登録する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案した者に通知しなければならない。
- 5 市長は、[第1項](#)の規定により登録をしたときは、その旨を公表するとともに、当該登録が[第3項](#)の規定による提案に係るものである場合においては、その旨を当該提案した者に通知しなければならない。

(景観資産の登録の抹消)

第20条 市長は、景観資産について、滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。

- 2 市長は、景観資産については、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 3 [前条第5項](#)の規定は[前2項](#)の規定による登録の抹消について、[同条第2項](#)の規定は[前項](#)の規定による登録の抹消について、それぞれ準用する。

### 第3章 景観審議会

(設置)

第21条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査及び審議するため、伊達市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、法令及び条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理し、並びに市長の諮問に応じて調査及び審議を行う。
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第22条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、[第2章第4節](#)の規定は、法第9条第6項に規定する景観計画を定めた旨の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号。以下「道条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、現に道条例に基づき策定された景観計画は、施行日から[第5条](#)の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間、[同条](#)の規定により定めた景観計画とみなす。

(会議の招集の特例)

4 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び[第23条第1項](#)の規定により会長が互選される前に招集される会議は、[第24条第1項](#)の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

5 [非常勤特別職職員の報酬に関する条例\(昭和48年条例第5号\)](#)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)